

かながわ自治体の国際政策研究会規約

(名称)

第1条 本会は、かながわ自治体の国際政策研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、地域の国際化に関する施策の充実と推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、調査、研究、研修、情報交換、連絡調整、共同事業その他必要な事業を行う。

(組織)

第4条 研究会は、県及び市町村の国際政策関係主管課により組織する。

(幹事会)

第5条 研究会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、研究会の円滑かつ効果的な運営を図るため必要な事項を処理する。
- 3 幹事会は、代表幹事、常任幹事及び幹事若干名をもって組織する。
- 4 幹事及び代表幹事は、研究会の構成員の互選とし、常任幹事には神奈川県国際文化観光局国際課長を充てる。
- 5 幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 代表幹事は、研究会及び幹事会を招集し、主宰する。
- 7 幹事は、代表幹事を補佐し、研究会及び幹事会の運営に必要な事務を分掌する。

(監事)

第6条 研究会に監事2名を置く。

- 2 監事は、研究会の構成員の互選とする。
- 3 監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 監事は、研究会の会計の状況を監査する。

(経費)

第7条 研究会の運営に関する経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 分担金
- (2) その他の収入

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 研究会の事務局は、神奈川県国際文化観光局国際課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び局員を置く。

附 則

この規約は、平成2年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。

2 第 7 条第 1 号については、平成 22 年度から当面の間、徴収しない。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。